

二十四 貸倒損失

改 正 後	改 正 前
<p>(適格組織再編成に係る返品債権特別勘定の設定等)</p> <p>9 - 6 - 8 9 - 1 - 6 の 5 から 9 - 1 - 6 の 7 までの取扱いは、9 - 6 - 4 に定める法人が適格分社型分割等により分割承継法人等に返品債権特別勘定の設定の対象となる9 - 6 - 4(1)及び(2)に定める特約を結んでいる売掛金を移転する場合並びに適格組織再編成により合併法人等に返品債権特別勘定を引き継ぐ場合についてそれぞれ準用する。</p>	<p>(新 設)</p>